

1. マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用促進について

- 昨年6月4日のデジタル・ガバメント閣僚会議において決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を受け、当庁から①マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について、②電子的に発行された納税証明書の受け入れ及び利用拡大について、③本人確認のデジタル化・厳格化の推進について、④「預貯金口座付番に係る事務ガイドライン」の遵守等についての4つの要請文を発出。
- 特に、「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について」は、マイナンバーカードを普及させる観点から、令和2年度に、マイナンバーカードを活用したマイナポイントによる消費活性化策が実施されるほか、令和3年3月には、健康保険証として利用できるようになる予定。
貴協会及び傘下金融機関の従業員等に対して、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用について呼び掛けを行っていただくよう、お願いしたい。
- 「預貯金口座付番に係る事務ガイドライン」については、マイナンバーの利活用を促進する観点から、預貯金口座へのマイナンバー付番を円滑に進めるためのもの。同ガイドラインは、平成28年のマイナンバー法改正時に業界が取りまとめたものであるが、これに基づき、顧客の新規口座開設時や住所変更等の手続時等にマイナンバー提供の案内が適切に行なわれるような態勢となっているか等、今一度、ご確認いただき、同ガイドラインを遵守した対応を行っていただくよう、お願いしたい。

2. 金融行政モニター制度の一層の活用について

- 金融庁では、金融行政にご意見をお持ちの方等からの金融行政に対

する率直な意見・提言等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届し、金融行政に継続的に反映させる仕組みとして、平成 28 年 1 月より「金融行政モニター窓口」を設置。

- 既に、金融機関の方より寄せられた意見で、具体的に金融庁の規制や監督の見直しに繋がったケースも複数出てきており、金融行政にご意見等をお持ちの方からの金融行政に関する意見・提言等を金融庁に届けるチャネルの一つとして、金融行政モニター制度を引き続き活用いただけると幸い。

(参考) 規制や監督の見直しにつながった具体的な事例

銀行法に基づく不祥事件届出における「100 万円以上の紛失」という画一的な基準の見直し (平成 29 年)

- 先日、本制度についての周知文書を貴協会宛に送付済。傘下金融機関に対し、本制度を周知いただくとともに、周知にあたっては、傘下金融機関において、本部各部のほか各支店の役職員の皆様等にも本制度が広く認知されるよう、よろしく願いたい。

3. 特定回収困難債権買取制度の活用促進について

- 平成 23 年 5 月の預金保険法改正により、債務者又は保証人が暴力団員である等の特定回収困難債権、いわゆる反社債権の買取りを預金保険機構が行う「特定回収困難債権買取制度」が導入されたところ。
- 制度開始以降、90 金融機関から累計 287 件、約 75 億円の債権を買って取り、多くの金融機関に本制度を積極的に活用していただいている一方、活用実績がない金融機関も存在している。
- 各金庫におかれては、引き続き反社会的勢力との関係遮断に努めていただくとともに、仮に、反社債権の保有が判明した場合には、積極的に本制度の活用を検討していただきたい。

4. 銀行等の支店統廃合時の顧客説明について

- 金融機関においては、経営合理化等の観点から、支店の統廃合等を行

うケースも増えているが、その際、顧客利便の観点から、店舗内店舗という形態をとり支店の名前や口座番号をそのまま使えるようにするケースが増えていると認識している。

- しかしながら、支店の統廃合等により、「これまでの支店名は変更されたのではないか。」と、顧客が振込先の支店を誤認した結果、正常に送金できないケースが生じているとの声も聞こえている。
- 支店を統廃合等した場合、顧客に誤解が生じないよう十分に周知することが重要であると考えており、各金庫においては従前より取り組んでいただいているところかと思われるが、今後とも、誤解を生じないように顧客説明・周知に努めていただきたい。

5. TPP11、日 EU・EPA 等を見据えた我が国企業への支援について

- わが国通商交渉においては、①平成 30 年 12 月には米国以外の 11 か国による TPP (TPP11)、②昨年 2 月には日 EU・EPA、が発効し、さらに今般、③日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が 1 月 1 日に発効したなど、大きな進展があった。
- このような進展を受け、政府全体として、本邦企業の海外進出や国内産業の競争力強化等を図るため、前回の決定から 2 年経過した「総合的な TPP 等関連政策大綱」を昨年 12 月 5 日に改訂したところ。
- 本邦企業や事業者の中には、協定の発効を踏まえ、海外進出や経営改革等に動き出している先もあるものと承知している。
- 金融機関におかれては、こうした企業・事業者の動きを適切に後押しするよう、必要に応じ公的機関等とも連携しながら、海外進出や経営改革等に係る支援ニーズを的確に把握し、適切な情報提供や助言、資金提供等を行うことにより、金融仲介機能を十分に発揮していただくよう宜しくお願いしたい。

6. 顧客本位の業務運営に関する公表資料について

- 金融庁では、本年2月6日に「顧客本位の業務運営に関する原則を採択し、取組方針・自主的なKPI・共通KPIの公表を行った金融事業者のリスト」及び「顧客本位の業務運営の取組成果の公表状況」を公表したのでご覧いただきたい。
- なお、昨年11月の意見交換会で申し上げたとおり、今回(昨年12月末時点)の金融事業者リストの公表からは、原則を採択し、取組方針を公表した事業者のうち、取組成果についても併せて公表している金融事業者のみを金融事業者リストに掲載させていただいている。今回の金融事業者リストに掲載されなかった金融事業者におかれても、取組成果を公表いただければ、次回以降の金融事業者リストに掲載されるので、取組成果の公表をお願いしたい。

(以 上)